



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2013 NOVEMBER/151号

★ ハーグ協定ジュネーブアクト ★

ハーグ協定(英語発音の「ハーグ」をオランダ語発音して「ハーグ協定」ともいいます)のジュネーブアクトは意匠の国際出願に関する協定です。商標のマドプロ同様、各国別の出願手続を一元化し、国際事務局への一つの出願手続で、指定した国それぞれに出願した場合と同等の効果を得ることができる制度です。協定名の後に「ジュネーブアクト」がついているのは、他にロンドンアクト(1934年)、ハーグアクト(1960年)があり、これらと区別するためです。

日本はまだこれに加盟していませんので、日本人は加盟国に営業所がある場合を除き、利用できません。現在、EU、フランス、ドイツ、スペイン、スイス、トルコ、シンガポールなど45の国と地域が加盟しており、年間の出願意匠数は約10,000件です。アジア圏の加盟国は少ないのですが、2014年7月1日から韓国で発効し、中国でも加盟に向けた検討が行われています。米国でも2014年に発効する見込みといわれています。日本でも加盟に向けた動きが加速しつつあります。

制度の概要

一通の願書を国際事務局又は出願人の本国官庁に国際出願を提出することにより、複数の加盟国への出願効果が得られます。使用言語は、英語、フランス語、スペイン語のいずれかです。

ロカルノ分類(32区分)の同一区分内であれば100件の意匠まで一出願に含めることが可能です。現在の日本では、複数意匠一出願はできませんので、日本が加盟するために法改正が必要になるといわれています。

国際出願は、出願日から6か月後に国際公開された後、無審査国では審査を経ずに権利の効果が発生し、実体審査国では国際公開後遅くとも12か月以内に審査を行い、登録になった後で権利の効果が発生します。

審査国における拒絶通報は国際事務局経由で出願人に送付されます。拒絶通報では新規性違反等の具体的な拒絶理由が記載されます。引用文献等の拒絶通報の内容は国際原簿に記載されて公開されます。

保護期間は、国際登録の日から5年ごとの更新により最低15年間です。

メリット

①出願手続の簡素化

各国毎の願書の作成および提出が不要となります。

②出願経費の削減

現地代理人を利用する必要がないので、代理人費用を削減することができます。各国知財庁に支払う出願費用は、国数および意匠数にもよりますが、各国毎に出願するよりも安価になりそうです。また、複数意匠一出願は、意匠件数に応じた個別出願よりも比較的割安となります。

③国際登録の一元的管理

権利の更新や移転等の手続は出願人が国際事務局に対して行い、国毎の手続が不要です。

デメリット

①外国語での手続

ほぼすべての手続を外国語で行うこととなりますから不慣れな人にとっては障害となります。

②早期公開

繰り延べ制度はありますが、原則として出願から6か月で公開されてしまいますので、秘密性の高い意匠には不向きです。